

戸田市立小学校夏季休業期間における
公立学童保育室の弁当配達事業者募集要項

令和8年4月

戸田市 こども健やか部
子育て支援課 学童・放課後こども担当

1. 目的

本募集要項は、小学校の夏季休業期間中に戸田市内の公立学童保育室（放課後児童健全育成事業）に在籍する児童の保護者の希望により利用可能な弁当配達サービス（以下「サービス」という。）を提供する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 募集の趣旨

保護者が小学校の夏季休業期間中のサービスを利用するにあたり、安心・安全なサービスを提供することができる事業者を募集するものです。

3. 想定スケジュール

募集要項の公開 令和8年4月24日（金）

書類の提出締切 令和8年5月15日（金）

事業者決定 令和8年5月下旬

協定書締結 令和8年6月中旬

事業実施 令和8年7月18日（土）～令和8年8月24日（月）※日曜・祝日を除く。

4. サービス概要

（1）内容

次頁の表（「戸田市公立学童保育室一覧」）に掲げる学童保育室に在籍する児童の保護者からインターネットを通じた注文を受け、当該児童の在籍する学童保育室へ弁当を配達する。

（2）利用期間

令和8年度夏季休業期間から令和8年9月30日（水）まで

(3) 対象

戸田市公立学童保育室 全26室

<戸田市公立学童保育室一覧>

No.	名称	所在地	定員 (R8.4.1)
1	戸田第一小学校第1学童保育室	上戸田3-7-5	70
2	戸田第一小学校第2学童保育室	戸田第一小学校敷地内	70
3	戸田第二小学校第1学童保育室	喜沢南2-2-37 戸田第二小学校敷地内	65
4	戸田第二小学校第2学童保育室		59
5	戸田第二小学校第3学童保育室		65
6	新曽小学校第1学童保育室	新曽南2-13-8 新曽小学校敷地内	45
7	新曽小学校第2学童保育室		45
8	新曽小学校第3学童保育室		50
9	美谷本小学校学童保育室	美女木7-11-3 美谷本小学校敷地内	55
10	笹目小学校学童保育室	笹目6-9-1 笹目小学校敷地内	70
11	戸田東小学校第1学童保育室	下戸田1-3-3	50
12	戸田東小学校第2学童保育室	戸田東小学校敷地内	50
13	戸田南小学校第1学童保育室	本町4-8-2	55
14	戸田南小学校第2学童保育室	戸田南小学校敷地内	56
15	喜沢小学校第1学童保育室	喜沢1-48-6	35
16	喜沢小学校第2学童保育室	喜沢小学校敷地内	35
17	笹目東小学校第1学童保育室	笹目3-17-12	60
18	笹目東小学校第2学童保育室	笹目東小学校敷地内	70
19	新曽北小学校学童保育室	大字新曽1367 新曽北小学校敷地内	61
20	新曽北小学校むつみ第1学童保育室	大字新曽1375番地の2	35
21	新曽北小学校むつみ第2学童保育室		35
22	美女木小学校学童保育室	美女木2-33-1 美女木小学校敷地内	70
23	芦原小学校第1学童保育室	大字新曽1961	50
24	芦原小学校第2学童保育室	芦原小学校敷地内	50
25	児童センターこどもの国 第1学童保育室	本町1丁目17番7号	30
26	児童センターこどもの国 第2学童保育室	児童センターこどもの国 敷地内	30

5. 応募要件に関すること

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- ①想定スケジュールに記載の事業実施期間に弁当を配達できること。
- ②サービス利用希望者が市を介さずに、オンラインで弁当の注文、代金の支払を行えること。
- ③注文時に保護者がアレルギー成分を把握できるようにすること。
- ④市内全域の学童保育室26室に午前9時半から正午までの間に弁当を配達できること。
- ⑤弁当の容器・残飯を配達日の翌日の正午までに回収できること。
- ⑥学校給食衛生管理基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等に基づき、児童に安全な弁当を提供できること。

(2) 法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、提出された参加意向申出書に虚偽があることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び戸田市の一般競争入札の参加を制限されている。
- ②役員等が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- ⑤最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している。

(3) 提出方法

参加意向申出書を作成していただき、E-mailで電子データを提出してください。

※メールの件名は、「【応募】戸田市立小学校夏季休業期間における公立学童保育室の弁当配達事業者の募集について」としてください。

(4) 提出先及び連絡先

戸田市役所 こども健やか部 子育て支援課 学童・放課後こども担当

電話：048-441-1800（内線455）

E-mail：kosodate@city.toda.saitama.jp

(5) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時15分まで

6. 留意事項

- ①本件は市と委託契約を締結するものではありませんが、市と協定を締結していただきます。
- ②事業の運営に関する費用は、全て事業者の負担とし、市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。
- ③本事業実施にあたり、市の責めに帰さない事由により、利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決していただきます。
- ④応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- ⑤必要に応じて、ヒアリングやアンケートを依頼することがあります。
- ⑥提出書類は本件以外の目的で使用することはありません。
- ⑦この要項に定めるもののほか、必要な事項については子育て支援課が別に定めます。